

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表(R7.4.1以降)

【色分けルール】
・水色→新設

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数	
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	1,176単位 日割の場合 ÷ 30.4日 39単位	1,176 1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割				39	
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)週に2回程度の場合	2,349単位 日割の場合 ÷ 30.4日 77単位	2,349 1月につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割				77	
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)週に2回を超える程度の場合	3,727単位 日割の場合 ÷ 30.4日 123単位	3,727 1月につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割				123	
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287単位	287 1月につき	
A2 2511	訪問型独自サービス22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	
A2 2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	12単位減算	-12 1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1月につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)週に2回程度の場合		23単位減算	-23 1月につき	
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算		-1	1月につき	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37 1月につき	
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算		-1	1月につき	
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3 1月につき	
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	12単位減算	-12 1月につき
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1月につき
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12	(2)週に2回程度の場合		23単位減算	-23 1月につき	
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割	日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算		-1	1月につき	
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	(3)週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37 1月につき	
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算		-1	1月につき	
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3 1月につき	
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			所定単位数の 15% 減算		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	所定単位数の 12% 減算				
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	所定単位数の 15% 加算				
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			1月につき	
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200		
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100 1月につき	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	1月につき	
A2 6299	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 245/1000 加算		
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 145/1000 加算		

注1 [2411][2511][2621][1411]の合計単位数は、1月につき、[1321]の単位数の範囲内で算定。